

令和6年4月5日
航空局安全部
航空機安全課

無人航空機の第二種型式認証を行いました
～イームズ式 E6150TC 型の認証について～

本日、国土交通省は、イームズロボティクス株式会社の無人航空機に対して、第二種型式認証を行いました。

令和4年12月5日の改正航空法の施行により、無人航空機の型式認証制度が開始されました。

改正航空法に基づき、登録検査機関である一般財団法人 日本海事協会による安全基準等への適合性の検査が行われ、国土交通省は、本日付で、イームズロボティクス株式会社（本社：福島県）の無人航空機（イームズ式 E6150TC 型）に対して、第二種型式認証を行いました。

（参考）・型式認証とは、無人航空機の機体の設計及び製造過程が安全性及び均一性に関する基準に適合することについて検査を行う制度のこと。

第一種型式認証：レベル4飛行（第三者上空の飛行経路下に立入管理措置を講ずることなく行う特定飛行（人口集中地区上空、夜間、目視外等での飛行））を目的とした型式に対して行うもの

第二種型式認証：立入管理措置を講じた上で行う特定飛行を目的とした型式に対して行うもの

（参考）・登録検査機関とは、無人航空機の機体の安全性を担保する機体認証及び型式認証に係る検査事務を実施することができるものとして国の登録を受けた機関のこと。

【問い合わせ先】

航空局 安全部 航空機安全課 江口、山鹿

TEL：03-5253-8111

機体概要

【機体概要】 E6150TC

◆ 機体諸元

➤ 機体寸法

外径 : 2015 mm (全長) × 2216 mm (全幅)

高さ : 754 mm

➤ 最大離陸重量 : 24.0 kg

➤ 最大搭載重量 : 6.0 kg

➤ 最大飛行速度 : 10 m/s (完全自動飛行時)

➤ 最大飛行時間 : 35 分 (積載量や巡航速度等の条件による)



イームズロボティクス株式会社 提供

(イームズロボティクス株式会社の確認を経た上で、国土交通省航空局で作成)